税務相談室

任意組合の損益

北海道医師会顧問税理士　中村　孝一

質問

外科の開業医ですが、同業者5名と共同出資（全員同額出資）により病院を設立し、手術を主体とした診療を行うことを予定しています。建物・設備等に相当の資金を要しますので、償却費等の負担のため開業後も相当期間赤字経営が続くことを覚悟しています。

私ども5名は、現在の医院も引き続き経営しますが、この新病院の赤字をそれぞれ現在の医院に係る黒字と相殺することができますか。

なお、新病院は法人組織とせず、有限責任事業組合契約に関する法律第3条に規定する組合事業ともせず、同業者5名のうち1名を院長として経営し、損益は5名で平等に負担することとしてます。

お答え

任意組合の事業に係る損益は、単独事業に係る損益と相殺計算することになる。

5名の同業者の共同出資により病院を設立するが、法人組織にはしないとのことですので、それは、いわゆる民法上の任意組合に該当するものと認められます。任意組合については、民法上も組合自体に権利能力を認めていませんので、所得税または法人税においても組合自体を課税主体としては認めず、各組合員を主体として課税することとしてます。

次に、任意組合の事業から生ずる損益についての各組合員の金額の計算の仕方については、所得税では次(1)によることを原則とし、継続して次の(2)または(3)の方法により計算している場合には、その計算も認められることになっています。

(1)　その組合事業にかかる収入金額、支出金額、資産、負債等を、その分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法。

(2)　その組合事業に係る収入金額、その収入金額に係る原価の額、費用の額および損失の額をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法。

(3)　その組合事業について計算される利益の額または損失の額をその分配割合に応じて各組合員に按分する方法。

ところで、ご質問の場合は損益を平等に負担するとのことだけで、その計算方法は上記の(1)ないし(3)までのうち、どの方法によるのかは明らかでありませんが、どの方法による場合であっても、その収入金額や支出金額などまたは利益の額や損失の額などは、いずれもその任意組合が営んでいる事業に係る収入金額、支出金額、利益の額、損失の額とされます。

そうしますと、任意組合の事業は「医業」ですから、その収入、支出または損益などは医業所得に係る収入、支出または損益となります。ある人が二つ以上の事業を営んでいる場合であっては、その人の事業所得の金額は、その営んでいる全部の事業に係る総収入金額と必要経費の額を基礎として計算することとされますので、ご質問の場合も、分配割合に応じて計算される任意組合の事業に係る収入・支出または損益と現在営んでいる事業に係る収入・支出または損益とを合算して求められる金額が、全体としての事業所得に係る収入・支出または損益の額となります。

したがって、ご質問の場合は、新病院に係る赤字と現在の医院にかかる黒字とは結果として相殺できることになります。

ただし、新病院が有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づいて営まれた事業の場合には、その出資金額等に応じて赤字の調整を行う組合員の事業所得等の所得計算の特例があります。

（有限責任事業組合契約に関する法律
第３条第１項）

有限責任事業組合契約は、個人または法人が出資して、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約し、各当事者がそれぞれの出資に係る払込みまたは給付の全部を履行することによって、その効力を生ずる。